

第2期 秋田市 子どもの未来応援計画 ～子どもの貧困対策～

概要版

目次

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の目的
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の対象
- 4 計画の期間

第2章 本市における子どもの貧困の現状

- 1 本市における子どもの貧困の現状把握の方法
- 2 子どもを取り巻く状況
- 3 支援者ヒアリングから見える状況

第3章 本市の子どもの貧困にかかる課題の整理

第4章 計画の基本的な考え方

第5章 具体的な取組

第6章 計画の推進

- 1 計画の推進体制
- 2 計画の推進状況の評価

令和4年3月
秋田市

1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の目的

令和元年に厚生労働省が公表した平成 30 年国民生活基礎調査によると、我が国の子どもの貧困率は 1990 年代半ば頃から概ね上昇傾向となり、平成 30 年には 13.5%と、子どものおよそ 7 人に 1 人が貧困状態にあるという厳しい水準となりました。

本市においては、平成 29 年 3 月に貧困状況において困難を抱えている子どもの状況を把握し、適切な支援が確実に届く仕組みを作るため、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、「秋田市子どもの未来応援計画」を策定しました。

第 1 期計画に基づいて、様々な取組を進めてきた結果、多くの目標値で改善がみられましたが、子どもや家庭を取り巻く環境が変化している中、本市の子どもの貧困状態については引き続き状況を把握し、取組を強化していく必要があります。

令和元年に改正された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」や「子供の貧困対策に関する大綱」の趣旨を踏まえ、本市の未来を次の世代に引き継ぐためには、すべての子どもたちが生まれ育った家庭の経済状況などにより就学の機会や就労の選択肢が奪われることのないように、将来に夢と希望を持って成長できるような環境を整えることは、重要な課題であるといえます。

こうしたことから、本市における子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的に、第 2 期となる本計画を策定し、取組を進めてまいります。

2 計画の位置づけ

本計画は、秋田市が実施する子どもの貧困対策について策定するものであり、法および大綱を踏まえつつ、秋田市総合計画のもと、「秋田市地域福祉計画」、「健康あきた市 21」、「秋田市障がい者プラン」、「秋田市子ども・子育て未来プラン」、「秋田市教育ビジョン」など関連する各種計画と整合性を図っていきます。

3 計画の対象

本計画の対象は、次のとおりです。

- 0 歳から満 18 歳になった最初の 3 月 31 日までの子どもとその保護者
- 貧困の状況にあることで生活上の困難を抱えている子どもとその家庭、または抱えやすい状況にある子どもとその家庭

4 計画の期間

計画期間は、令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 年間とします。

なお、社会経済情勢等の変化を踏まえ、必要に応じて計画内容の見直しを図ることとします。

2章

本市における子どもの貧困の現状

1 本市における子どもの貧困の現状把握の方法

本市における子どもの貧困の現状を把握するため、アンケート調査と、日ごろから困難な状況にある子どもやその家庭への支援に携わっている機関・団体等へのヒアリング調査を実施しました。

◆ アンケート調査

対象：市内在住の18歳以下の子どもを養育している保護者3,000人

調査期間：令和3年7月7日～7月30日

回答件数：1,731件（回答率：57.7%）

◆ ヒアリング調査

調査件数：13団体

調査期間：令和3年9月22日～10月25日

2 子どもを取り巻く状況 ～アンケート結果および統計データから～

- 国の貧困線*を下回る水準の世帯で生活する子ども等の割合を見ると、
 - ・「国の貧困線を下回る水準の世帯で生活する子どもの割合」は、全体では5.9%。
 - ・同割合をひとり親世帯に限ってみると、23.7%となっており、ひとり親世帯では国の貧困線を下回る水準で生活する子どもの割合は約4人に1人という厳しい状況となっています。
- ※ 国の貧困線とは、国が相対的貧困率を算出する上で平成30年の国民生活基礎調査(高齢者・単身世帯も含む)から算出した金額(127万円)である。本市のアンケートは子育て世帯のみを対象としており単純に国の貧困率と比較できるものではない
- 国の貧困線を下回る水準の世帯(以下「貧困線未満の世帯」)の86.9%が、現在「生活が苦しい、やや苦しい」と感じています。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大により、ひとり親世帯の18.7%、貧困線未満の世帯の39.4%が「収入の減少」を経験しています。
- ひとり親世帯・貧困線未満の世帯のそれぞれ3割程度が、今後経済的な事情によって「子どもに短大や大学等へ進学させない、中退させる」可能性があるとしています。

3 支援者ヒアリングから見える状況

- 保護者に見られる特徴・傾向
 - ・保護者が正規雇用に従事できず、所得が低くなっている傾向がみられます。
 - ・支援機関と支援者が円滑に繋がることが難しい事例もあり、孤立感を抱えている方がみられます。
- 子どもに見られる特徴・傾向
 - ・貧困状態にある子どもは学習が遅れていたり、自己肯定感が低かったりする傾向にあります。
 - ・進学にかかる家計への経済的負担から、希望する進路に進めない子どもがみられます。
- 関係機関の連携
 - ・学校、母子保健担当、生活保護担当、民間団体などを多機関と連携しながら支援していくことが求められています。
- ヤングケアラーの存在
 - ・保護者が忙しい、育児に関心が無いなど様々な理由から、子どもに家事や兄弟の世話をさせているケースが見受けられます。
- 新型コロナウイルスの影響
 - ・子どもの学習面に対する懸念（一斉休校を機に不登校となった子どもなど）と、保護者らの就労に関する影響（就業時間の減少、解雇など）が見られます。

3章 本市の子どもの貧困にかかる課題の整理

相談・支援体制に関する課題

- ・保護者が悩みや不安を抱えても相談先がわからない場合や、孤立感を持っている場合があります。
- ・支援する側の課題として、担当機関が互いに面識がない、それぞれの機関の支援内容や専門性について理解が十分でない点があります。

生活に関する課題

- ・仕事や家事に追われ時間に余裕がない等の理由により、保護者が子どもとのコミュニケーションを十分に取れない場合があります。
- ・子どもに勉強の習慣が身に付かなかつたり、保護者がストレスから子どもに対して暴力を振るったりするなど、子どもの心身の健康や成長にも影響が生じます。

教育に関する課題

- ・家庭の経済状況によって、学びの機会を得られなかったり、進学や就学の選択肢が狭められる現状があります。
- ・新型コロナウイルス感染症の流行により、保護者の就業時間の減少が収入の減少に直結し、経済的に困窮している家庭と、そうでない家庭の教育格差は拡大しています。

保護者の就労状況や経済的状況に関する課題

- ・母子世帯では非正規雇用が多く、就労収入が少ない傾向があります。
- ・母子世帯では健康上の問題が原因で、働きたいが働けなく貧困の状況にあるケースがみられます。健康上の困難と家庭の経済状況が相互に影響を及ぼし、悪循環に繋がっています。

4章 計画の基本的な考え方

基本理念

未来を創る子どもたちが、自分の将来に夢と希望を持ち、豊かで幸せな社会をともにつくりだすたくましさを持って成長していけるよう、社会全体で育みます

基本目標

全ての子どもたちの現在および将来が、生まれ育った環境に左右されることなく様々な生き方を選択・実現できるよう、また、たくましく未来を築く力を持ち、次の世代へと健やかな命をつないでいくことができるよう、家庭、地域、社会が一体となって子どもの育ちを支えます

施策

I 困難に気づき、支援につなげる

II 成長を育み、切れ目なく支える

III 保育・教育の機会を確保し、環境を整える

IV 暮らしの安定を図り、自立を促す

5章 具体的な取組

施策	取組	主な事業
Ⅰ 困難に気づき、支援につなげる	①相談等による状況の把握	児童家庭相談、女性相談 家庭教育相談事業 生活困窮者自立相談支援事業
	②教育機関、市、地域等との連携体制の整備	スクールカウンセラー配置事業 子どもを守る地域ネットワーク強化事業
Ⅱ 成長を育み、切れ目なく支える	①出産前からの切れ目のない支援	助産制度 妊娠期からの相談支援事業(秋田市版ネウボラ) 乳児家庭全戸訪問事業 乳幼児健康診査
	②学齢期の子どもの居場所づくり	放課後児童健全育成事業 子育て短期支援事業 病児保育事業
	③子どもの生活支援	母子生活支援施設 保育所の給食を通じた食育支援 学校等における食育の推進
Ⅲ 保育・教育の機会を確保し、環境を整える	①保育の確保	休日保育事業 延長保育事業 一時預かり事業
	②幼児教育の向上	保育所における教育の充実 幼保小研修会の充実および幼児と児童の交流活動の推進
	③基礎学力の育成	生活困窮者学習支援事業 学校訪問指導、教職員研修会の充実 適応指導センター「すくうる・みらい」運営事業
	④就学支援	小・中学校就学奨励事業 特別支援教育推進事業 母子父子寡婦福祉資金貸付事業[就学支度資金、修学資金]
Ⅳ 暮らしの安定を図り、自立を促す	①経済的支援等による暮らしの支援	生活保護 児童扶養手当支給事業 福祉医療費給付制度 すこやか子育て支援事業
	②保護者の就労支援	ひとり親家庭自立支援事業 母子父子寡婦福祉資金貸付事業[就職支度資金、技能習得資金]
	③保護者の生活支援	養育支援訪問事業 市営住宅優先入居制度 こころのケア相談 母子父子寡婦福祉資金貸付事業

6章 計画の推進

1 計画の推進体制

○庁外の支援団体等との連携

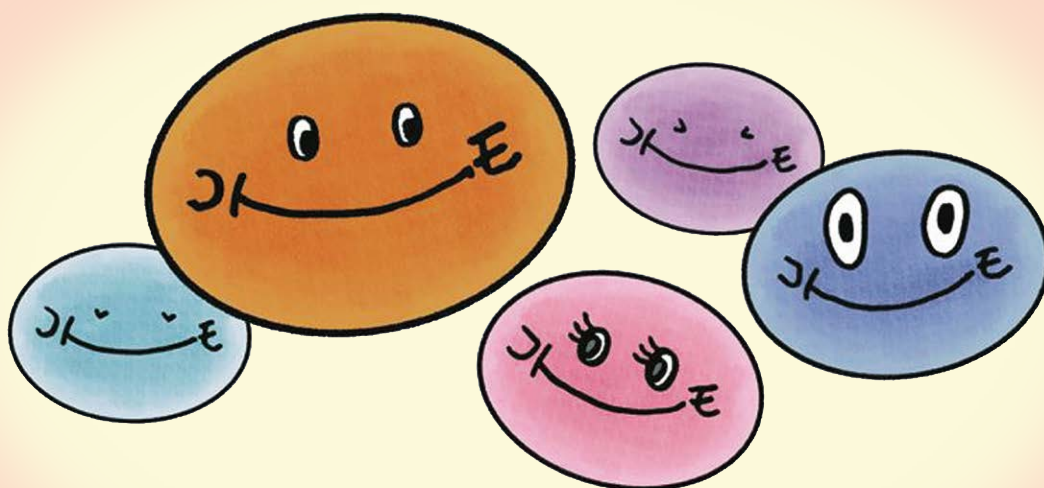
平成 30 年度から、「秋田市子どもの未来応援ネットワーク会議」を設置し、庁外の支援団体や関係機関などと、子どもの貧困対策の取組を継続的に推進しています。

○全庁横断的な推進体制

平成 28 年度より、子どもの貧困は多面的な課題を抱えており、包括的な対応が必要となることから、庁内横断的な組織として「子どもの貧困対策庁内連絡会」を開催しています。

2 計画の推進状況の評価

指標の推移や目標値の達成状況、事業実績を毎年度把握することなどによって計画の適切な進行管理を行うとともに、計画の策定・実行・評価・改善（PDCA）のサイクルに基づく点検評価を毎年度実施し、必要に応じて今後の施策事業へ反映していきます。



「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」
(内閣府) ロゴマーク

秋田市子どもの未来応援計画についての詳細は、下記にお問い合わせください。

秋田市 子ども未来部 子ども総務課
☎018-888-5689 FAX.018-888-5693

[詳細は秋田市のホームページに掲載しています。] <http://www.city.akita.akita.jp/city/ch/bs>